

スライドの種類

項目		全体スライド (第1項から第4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
適用対象 工事		工期が12ヶ月を超える 工事 但し、残工期が2ヶ月以 上ある工事 (比較的大規模な長期 工事)	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以 上ある工事	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以 上ある工事
趣旨		比較的穏やかな価格水 準に対応する措置	特定の資材価格の急激 な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動 に対応する措置
請 負 額 変 更 の 方 法	対 象	請負契約締結の日から 12ヶ月経過した基準日 以降の残工事量に対す る資材、労務単価等	部分払いを行った出来 形部分を除く特定の工 事材料	基準日以降の残工事量 に対する資材、労務単価 等
	受 発 注 者 の 負 担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はイ ンフレスライドと併用の場 合、全体スライド又はイン フレスライド適用期間におけ る負担はなし)	残工事費の1.0%
	再 ス ラ イ ド	可能 (全体スライド又はイン フレスライド適用後、12ヶ月 経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来形 部分を除いた工期内全ての 資材を対象に、精算変更契約 後にスライド額を算出する ため、再スライドの必要がな い)	可能 (基準日設定後に物価水準 (価格水準)の上昇により請 負代金額の変動額が残工事 費の1%を超えた場合、その 都度適用可能)